平成30年8月20日

公益財団法人
全国里親会

里親だより

2018 夏号
第117号

掲載内容

巻頭エッセイ 日本初・写真展「フォスター」で全国巡回を目指す *p.1
第二期目を迎えた河内美舟会長に抱負を聞く *p.2～
「子どもの家庭養育推進官民協議会」が6月に総会を開催
　フォスタリングマークが制定されました *p.4～
読者で作るコーナー ⑦ 里親のメンタルヘルス *p.7
私の養育体験 ㉒ 坂間多加志さん *p.8～
体験談をシェアしよう！⑦ 盗み・万引き *p.10～
ホットトピックス *p.12～
戦後里親制度の変遷 ① *p.14～
おすすめの映画「こども食堂にて」*p.16

巻頭エッセイ

日本初・写真展「フォスター」で全国巡回を目指す

静岡大学人文社会科学部教授（社会学）　白井 千晶

2017年夏から「写真と言葉でつむぐ フォスター」というプロジェクトを始めました。「フォスター（foster）」という言葉は、法的つながりがなく、あるいは血縁的つながりがなく子どもを育てるという意味で、措置・非措置の区別なく使えるために選びました。フォスタープロジェクトは、里親家庭、ファミリーホーム、養子縁組家庭を写真に収め、プロジェクトメンバーや被写体となったフォスターでトークイベントをしたり、写真展を開催したりして、全国を巡回しようというものです。写真家･江連麻紀、社会学研究者の私、学びの場を運営するNPO法人Umiのいえ代表・齋藤麻紀子の3人がメンバーです。

こうしたオープンな形でこの分野の写真展をするのは、日本で初めてだと思いますが、いまこの時だからようやく可能になったのだと思います。数年前にも同じ発案があったのですが、実現可能なイメージがわきませんでした。現在でも､多くの段取りが必要です｡親子の参加の意思があってこそなのは言うまでもありませんが、児童相談所や役所に説明や承諾を求め、個人が識別できる写り方の場合は親権者等の同意もいただきました。どの地域で、どういった展示方法で、どういった写真ならよいか、細かく打ち合わせをし、写真一枚一枚、確認をしていただいています。写らない方がよい子、写らないことを選ぶ子も疎外感を感じないように、カメラを持ってもらって、日常や家族を写してもらいました。全国から写真や文章を募集するなどして、様々な形で参加できるプロジェクトにしています。

▲ フォスタープロジェクトの3人
左・齋藤麻紀子、中央・白井千晶、
右・江連麻紀

子ども本人やフォスター家庭において、その子を生んだ人（親）は、様々な意味で特別な人だろうと思います。子どもを尊重するためにも、生んだ人をなかったことにしないということもフォスターが大切にしていることです。養子として託したバースマザー（生母）さんも写って下さいました。里親さん、生みの母、子どもが一緒に写った写真もあれば、かつて里親さんに預けたことがあって今は親子で暮らしている家族の写真もあります。親権者の同意をいただくときに、「うちの子、かわいいからいいですよ」と言って下さった生みの親の言葉に、「会ったこともない人と絆を感じることができると知った」と里親さんが語ってくれました。その気持ちに応えるために、児童相談所が、どのようにしたらフォスターへの参加が可能か、何度も会議を開いてくれました。写真として写っていなくても、フォスターの写真には、そのような様々な人の思いがあふれています。皆さんの地元に、写真やお話が届けられたらいいなぁと思います。

「写真と言葉でつむぐ フォスター」
http://foster-photo.jp/facebook
ページ https://www.facebook.com/foster.photo2017/

第二期目を迎えた
河内 美舟会長に抱負を聞く

全国里親会の理事任期満了にあたり、5月に行われた評議員会、理事会において審議されました。二期目を迎える河内美舟会長に抱負などをうかがいました。

被災地の皆さまにお見舞い申し上げます

――二期目の会長に就任されて、抱負のほどを伺っていきたいと思いますが、被災地を訪ねたりお忙しいようですね。

河内　はい、今回の西日本の豪雨で多くの皆さんが被害にあわれています。大阪北部の地震もまだ被害から立ち直っていない現状です。被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。私も先日、河田ブロック長（中国）とともに岡山県の児童相談所の一時保護所に避難している里親家庭のお子さんとその里親さんのお見舞いに伺せて頂きました。

一方、目黒区で5歳になる女の子の悲惨な虐待死の報道に心を痛めています。全国里親会としまして、虐待防止の強化を進めるため、できる限り協力をしていきたいと思います。

一期の振り返り

――早いもので会長に就任されて2年が経ちますが、一期目を振り返っていかがですか。

河内　私が、就任した時は、全国里親会の所轄庁である内閣府から全国里親会の管理運営・経営面で改善勧告を受けていました。場合によっては、公益財団法人の許可取り消しが懸念される事態にまでなっていたようです。

こうした状況を知った当初、全国里親会の維持存続を願って及ばずながら、公益財団法人として位置づけられている全国里親会が、この危機をどう乗り切り打開できるかを検討しました。

私は、里親の一人では有りますが公益性を旨とする社会福祉法人運営など、多少の経験から公益事業に関する書類整備等をしてきたことから、勧告による改善作業の手伝いに関わってきました。

会長に就任後は、全国の里親会や関連機関の方々をはじめ、理事役員の皆様に支えられ、公益財団法人としてのガバナンス・コンプライアンスの下、情報公開や組織統括力を基本とし、里親会活性化に資するため第三者委員会を設置発足いたしました。

そうして、内閣府・厚生労働省の監督下において事務局体制刷新を含め、事業体質の改善を行いました。その結果公益財団法人として機能が発揮できるようになりました。

こうした改善事項の取り組みにあって内部環境の整備とともに、改正児童福祉法が施行されて、それに伴う改革が大きなうねりとなって押し寄せてきました。とりわけ「新しい社会的養育ビジョン」が提言されてからは、児童の福祉と未来を考える議員連盟、こどもの家庭養育推進官民協議会などの動きが活発になり、全国里親会への期待も高まってきました。

二期目についての抱負

――二期目を迎えて、どのような構想をお持ちですか。

河内　内外ともに課題が山積していますが、まずは課題を整理していくことから始めたいと思っています。地域の里親さんの声を里親会活動に反映していくために、ブロック長会議からの要請を受けて新たに2名の理事を増やしました。

外部環境ということでいえば、7月6日に厚生労働省から自治体に対して通知類が発出されました（注:「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」、「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化かつ地域分散化の進め方」）。いよいよ改正児童福祉法の理念が具体化される段階を迎えています。家庭養育推進として里親家庭を増やしていくことになりますが、里親による虐待や養育中の事故がないように養育の質を高める努力していく必要があります。もちろん、一方では子育ての醍醐味もしっかり伝えていく必要があるでしょう。

内部環境としては全国里親会の財務内容が悪化しています。内閣府からも指摘されていて、できるだけ早い機会に会費の値上げを実施しなければなりません。ただ、新しい社会的養育ビジョンにもある新しい目標を掲げ努力していけば、会員増による収入

拡大もあり得ると思われます。

全国里親会は、財政状況がどんなに厳しい状況においても、里子さんの権利の保障・里親さんへの支援や「里親制度」の環境整備等を国の行政へ反映する提言機能の機関として位置付けられています。こうしたことから、公益財団法人全国里親会は、全国の里親さんの拠り所となれるよう努める所存です。

一方、地域の里親会や里親さんと共に自助努力&共助・協働による、寄付活動も欠かせないと思います。

これから、子どもたちの安全保障並びに権利を守る全国里親会維持存続・活動展開のためにも広く社会から寄付を募っていきます（公益性の高い全国里親会に寄付行為されますと、税控除が適用されます）。現在ホームページのリニューアルを検討中です。ネット上で、寄付のしやすい仕組みを整えて財務基盤を確立していく所存です。

地域の里親会、全国の里親の皆さんの声を国に反映して、子どもの養育環境、ひいては子どもの将来が明るいものになるよう、共に頑張りたいと思っています。

――どうもありがとうございました。(聞き手・木ノ内博道)

全国里親会　評議員・理事・監事

平成30年5月23日現在

評議員		梅原　啓次	大阪市里親会　会長
		上鹿渡和宏	長野大学　社会福祉学部　教授
		都留　和光	社会福祉法人　二葉保育園　二葉乳児院　院長
		鶴飼　一晴	社会福祉法人　唐池学園　理事長
		吉田菜穂子	福岡県里親会　副会長
理事		相澤　仁	大分大学　福祉健康科学部　教授
	会長	河内　美舟	社会福祉法人　同朋福祉会　理事長・総合園長　山口県里親会　会長
		小林真理子	山梨英和大学　副学長
		捧　智宏	公益財団法人　児童育成協会　両立支援事業部　部長
	副会長	津崎　哲郎	特定非営利活動法人　児童虐待防止協会　理事長
	副会長	本多　洋実	神奈川県里親会　会長
		河田　一郎	岡山市里親会　会長・中国地区　ブロック長
		佐々木　裕	岩手県里親会　会長・東北地区　ブロック長
監事		髙橋　永郎	宮城県福祉施設士会　会長
		武藤　廣茂	学校法人　白鳩学園　理事長

平成29年度事業報告（概要）

平成29年度事業は「平成29年度事業計画及び収支予算」に基づき、次の事業を行った。

[公益目的事業]

1．里親制度に関する調査研究事業（公1）
2．里親の育成事業(公2)
3．里親制度の普及啓発に関する事業（公3）
4．全国里親会と各里親会との連携（公4）
5．相談・指導事業(公5)
6．災害を受けた里親及び児童等に対する支援(公6)

[法人関係事業]

7．一般管理事業
8．関係機関団体との連絡調整事業
9．その他、法人の目的を達成するために必要な事業

※詳しくは全国里親会ホームページを参照願います。
http://www.zensato.or.jp/

平成30年度事業計画（概要）

全国里親会の平成30年度事業については、従来事業の他に、「里親が学び続ける環境整備の充実」「施設との連携の促進」を基本方針にすえるとともに、「新たな里親名称の提言」に取り組む。また、児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、地区里親会が国(都道府県等)の施策と相まって活動を促進するための支援を引き続き進めていく。全国里親会は、関係団体等からの助成や補助が打ち切られ、財政的にも運営が危ぶまれる状態になるところであったが、一般からの寄附金により、公益財団法人としての存続が可能となったが、依然として厳しい状況にある。全国里親会が持続可能な組織として存在していくための方策について、平成30年度も引き続き知見を集約し対応していくこととする。

※詳しくは全国里親会ホームページを参照願います。
http://www.zensato.or.jp/

設立3年目を迎えた

「子どもの家庭養育推進官民協議会」が6月に総会を開催 フォスタリングマークが制定されました

はじめに

平成28年5月に改正児童福祉法が成立し、社会的養護がそれまでの施設中心から家庭中心へと大きく舵がきられました。平成29年8月には改正児童福祉法に基づいた「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられ、自治体に通知が発出されようとしています（7月末現在）。

国が方針と目標を定め、それをもとに自治体が今年度中に計画を策定することになっています。それぞれの自治体の取り組みが注目される段階を迎えているといっていいでしょう。

これらの動きと軌を一にして、都道府県（市）の知事や市長など首長が民間団体と一緒になって「子どもの家庭養育推進官民協議会」（以下、官民協議会）が結成されました。子どもたちのために、里親や養子縁組など家庭養育を増やしていこうというものです。

今年で設立から3年目となり、官民協議会としての新しい動きや、独自の活動を開始する首長など、ここにきて活動が一層活発になってきました。動きをご紹介します。

6月に総会を開催

6月1日（金）、官民協議会の総会が日本財団で開催されました。総会では、役員などの選任、前年度の事業報告や今年度の事業計画がはかられ、その後、記者発表がありました。

記者発表では、厚生労働大臣にあてた政策提言、里親普及のためのシンボルマーク（フォスタリングマーク）の発表がありました。その後、講演も行われました。加盟団体、とくに自治体の首長からは、ユニークな取り組みによって効果を上げている事例の紹介などもありました。

設立の趣旨や活動など

改めて官民協議会の設立目的や活動をみていきましょう。設立目的については次のようにうたわれています。

〈目的〉
すべての子どもたちが幸福で愛情豊かな理解ある家庭環境の下で成長できる社会を目指し、日本全国の自治体と広範な関連民間団体の協働により包括的な取り組みを進める。実親による養育を促進するために、実親への支援により、家族分離の予防・家族の再構築を促すこと、前号の支援を行ったにもかかわらず社会的養護の必要が生じた場合は、養子縁組・里親委託をはじめとする家庭養護の提供を優先的に進めること、その他広く困難な状況にある子どもへの支援や子どもの貧困対策を進めることを目指す。

そして、主な活動としては、官と民のネットワーク形成、里親制度や養子縁組の普及・啓発、研修の実施、里親制度や養子縁組に関する調査・研究、国への政策提言などです。

当日、厚生労働大臣の加藤勝信氏に向けて「『家庭養育優先原則』の迅速な実現に向けた諸施策に関する提言」を取りまとめ提出しました。

加盟団体

加盟団体は自治体22、民間14団体です。以下に加盟団体を紹介します。

自治体 宮城県、福島県、長野県、三重県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県、千葉市、静岡市、浜松市、福岡市、柏市、横須賀市、奈良市、大津市、日南市、明石市、伊勢市

民　間 （公財）全国里親会、（特非）キーアセット、里親支援センター「なでしこ」、（特非）静岡市里親家庭支援センター、（一社）全国養子縁組団体協議会、（公財）日本財団、（一社）日本ファミリーホーム協議会、（公財）日本ユニセフ協会、（公財）国際人権NGOヒューマン・ライツ・ウォッチ、（特非）CAPNA、CVV（Children's Views and Voices）、（一社）GI、認定NPO法人Living in Peace、（特非）SOS子どもの村JAPAN

事務局 日本財団

役員など

役員などは下記のように構成されています。

〈役　員〉

会　長	鈴木　英敬	三重県知事
副会長	河内　美舟	全国里親会会長
監　事	高島宗一郎	福岡市長
	土井　香苗	国際人権NGO ヒューマン・ライツ・ウォッチ 日本代表
アドバイザー	上鹿渡和宏	長野大学教授･児童精神科医
	駒崎　弘樹	認定NPO法人 フローレンス代表理事
	木ノ内博道	NPO法人 千葉県里親家庭支援センター理事長

フォスタリングマーク

今回の総会で採択されたフォスタリングマークが目指すものとして、下記のような一文が添えられています。

里親が育てる。社会が支える。

子どもが健やかに成長していくには、家庭で暮らすという経験がとても貴重です。しかし、日本国内には、さまざまな事情で生みの家族と暮らすことができず、社会的な養護を必要としている子どもが、約4万5千人います。このような子どもたちを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情で包み込み、子どもたちの課題を正しく理解し、その成長をサポートしてくれるのが「里親」です。

私たち「子どもの家庭養育推進官民協議会」では、子どもの「最善の利益」のために、すべての子どもたちが幸福で愛情豊かな家庭環境のなかで成長できる社会をめざし、全国の有志の自治体と賛同する民間団体が協働して取り組みを推進しています。

この取り組みのシンボルとして、子どもの家庭養育推進官民協議会と日本財団とで「フォスタリングマーク」を作成しました。

私たちは、このマークを象徴として、同じ目標に向けて取り組む皆さんと力を合わせ、支援を必要としている子どもたちが、育ちを支える里親家庭と深い愛情で強く結ばれることを応援します。また、その家庭を支える社会の支援の輪が広がっていくことを願っています。そして、子どもたちがどこで生まれ、育つとしても、権利が守られ、温かく幸せな家庭で暮らし、自らの可能性を最大限に発揮することができる社会の実現をめざします。

参考：デザインに込めた思い

「縁結び」という言葉があるように「糸や紐が結ばれた様子」には、何か「つながり」や「絆」を感じさせる印象があります。このマークは、シンプルなデザインの中に里子と里親との「つながり」や「絆」を表現しており、里親が育て、それを社会が支える機運が醸成されていくことを願う思いが込められています。

フォスタリングマークの利用に関するQ&A

Q. フォスタリングマークとはなんですか?

A. 里親の普及とともに、里親家庭を支えられる社会の創出を目指してつくったマークです。みなさんが地域で取り組む里親制度の普及活動や、里親養育を支えるネットワークを築くきっかけなど、里親家庭を社会で支えていくためのシンボルとして、運用していきます。

Q. なぜフォスタリングマークを作成したのですか?

A. 里親制度についてはまだまだ知られていないことが多く、その理解を広めたい、という想いからです。また、子どもたちにとって望ましい里親家庭を増やしていくためには、社会全体で里親家庭を支えていくことが大切です。その応援をするために、フォスタリングマークを作成しました。

Q. フォスタリングマークを使えるのは誰ですか?

A. 里親制度の普及や里親家庭を支えるという趣旨に賛同して頂ける方であれば、個人や法人を問わず、どなたでもご利用いただけます。ただし営利を主たる目的とする場合や、趣旨に著しく反する場合は使用をお断りする場合があります。

Q. フォスタリングマークを使いたいのですが、データをもらえませんか?

A. 当団体のホームページ、お問い合わせフォームからご連絡を頂ければ、対応します。用途の詳細をお伝えください。

Q. フォスタリングマークの色やサイズを変えて使ってもいいですか?

A. フォスタリングマークの使用にあたっては、規定

を定めています。マニュアルもございますので、まずは、お問い合わせフォームからご連絡ください。

Q. フォスタリングマークを使って独自にグッズ制作・販売したいのですが。

A. 趣旨に沿うグッズかどうか、検討させて頂く必要があります。まずは、どのようなグッズを制作されるのか、その詳細を問合せフォームからお知らせください。

Q. フォスタリングマークは商標登録されていますか?

A. 趣旨に反して使用されることがないよう、日本財団が商標登録しています。

URL https://fosteringmark.com/

フォスタリングマークのこれからの展開

官民協議会としては、各加盟団体から製作数を申請してもらい、10月の里親月間に間に合うように作成中。ピンバッジ、クリアフォルダ、名刺に貼るシールを作成中。

全国里親会としては、

①ホームページ上での普及活動
②全国里親大会での販売
③各ブロック大会での販売、北海道ブロック・九州ブロック・四国ブロックでの販売を予定。

加盟自治体から 明石市の取り組みをご紹介

今回の総会では加盟する各自治体の取り組みが発表されました。里親委託率を向上させた自治体やユニークな制度を導入する自治体も多くありました。

なかでも今年4月に中核市に移行した兵庫県明石市（泉房穂市長）は、〈子どもを核としたまちづくり〉の一環として里親制度への取り組みが際立っていました。

●「あかし里親100%プロジェクト」の展開

明石市では、来春の児童相談所開設に向けて、親元で暮らせない未就学児について、対象者全員が里親による養育を受けられるよう、「あかし里親100%プロジェクト」を発足させました。全国でも初めてのことです。

「小学校に入る前の子どもは特に家庭環境で養育することが大事。里親を増やし、地域全体で支援をしていきたい」、「里親登録数を倍以上に増やし、すべての小学校区に里親がいる環境を整えたい」としています。

●「里親コンシェルジュ」による支援

明石市の担当職員が「里親コンシェルジュ」として、里親制度に関心のある市民のニーズに合わせて先輩里親の紹介や手続きへの同行など、里親登録に向けたきめ細やかな支援を行っていく、としています。

●「里親休暇制度」の導入で市職員も里親に

明石市は、家庭的な配慮が必要な子どもを自宅に招く「体験里親制度」を実施していて、食事や宿泊の費用を支給しています。

そして市の職員自らも里親体験ができるよう職員を対象とした「里親休暇制度」を導入するとしています。年5日間の休暇のほか、里親認定のための研修を勤務時間内に受けられる特例も設けるとしています。具体的には、従来のボランティア休暇の対象を広げる形で導入。まずは職員が取り組みやすいよう季節里親を想定しているといいます。

●「あかし里親フォーラム」の開催

明石市では家庭で暮らせない子どもたちを支える里親制度について理解を深めてもらおうと昨年10月、「あかし里親フォーラム」を開催しました。シンガーソングライターの川嶋あいさんを「明石こども大使」に任命し、市の取り組みや里親・里子の実際の生活の話に、市民ら330人が耳を傾けた、ということです。

今年も里親月間である10月に開催を予定。1部では「里親制度と国の取り組みについて」厚生労働省から説明、トークセッション2つが計画されていて、2部では川嶋あいさんのスペシャルライブがあります。

終了後、里親相談会を行います。家庭養護の現状などを紹介するパネル展示があります。

※川嶋あいさん（乳児院、児童養護施設で幼少期を過ごし、その後、川嶋家の養子となる。代表曲に「旅立ちの日に…」）

読者で作るコーナー 7

読者が質問して読者が答えるコーナーです。
里親活動する上で気になっていることを質問としてお寄せください。また質問に対するご意見やアドバイスも募集します。どちらもメール、ファックス、手紙で「里親だより・読者で作るコーナー係」と明記してお送りください。また一部文章に手を加える場合がありますので、ご了承願います。今回は前号に掲載した質問に、以下の通りご意見が集まりました。他にもさまざまな考えがあると思います。あくまで参考例としてご活用ください。なお、いただいたご質問・ご意見はすべて取り上げるとは限りません。（船矢佳子）

Mail info@zensato.or.jp　FAX 03-3404-2034
住所 〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-857

●里親のメンタルヘルス

Q 里子との関係でひどく落ち込んだ時、皆さまはどうしていますか。自分自身のメンタルヘルスについて他の里親さんのお話をお聞きしたいです。

A1 とにかくストレスをためないように、何かあったらすぐ他の人に相談したり、愚痴をこぼしたりしています。去年高年齢児を受託した時は、すごく養育が難しくていろいろ悩みましたが、サロンに出かけたり、児相に連絡して、悩みを抱え込まないようにしたので、大事にはならずにすみました。里親以外の親しい人に、電話をかけて愚痴をいうこともあります。

A2 子どもの、少しでもよくなった部分に目を向けることにしています。子どものことで落ち込んでも、以前より成長した部分を少しでも見るとほっとするからです。

A3 落ち込んだとき、以前は里親関連の書籍を読んだり、体験談を聞いたり、サロンなどで話して吐き出していました。最近は外に出てショッピングをするとか映画を見るとか、逆に里親とは関係ない場所に行き、関係ないことをするようにしています。この間は朝、問題が起きたため、すぐ夫に子どもを預けて午前中に家を出ました。午後まで待てないくらい気持ちが揺れ動いていたのです。外に出て、前から行きたいと思っていた場所を散歩したり、ウインドーショッピングをしたら少しずつ気持ちが落ち着きました。本当にショックな出来事が起きたとき、都合よくサロンがあるわけじゃないし、夜遅かったり夕方とか忙しい時間帯だったら、他の里親に電話して悩みを打ち明けるのも気が引けますよね。今すぐできることを見つけることも大切だと思います。

A4 本当につらいとき、私の場合はカウンセリングに行きます。お金はかかるけど、やはりプロに話を聞いてもらうとスッキリ感が違います。他に話が漏れる心配もないし、安心安全の場で話すというのはこういうことなんだなと思います。最近ではイライラをためないよう悩みの有無に関係なく、定期的にカウンセリングに行くようになりました。

A5 悩んでいるとき、瞑想（自己流ですが）をしています。短くても、ほんの数分でもいい。心を落ち着けて静かに一人で過ごす時間を持つと、新しい見方やアイデアが浮かんできます。今では朝起きたとき、夜寝る前の1日2回、このような時間を生活の中に取り入れる習慣がつきました。

次回の質問は　学校の先生

里子のことを理解してもらうため、皆さんは学校の先生とどのように付き合っていますか。何か工夫していることがあったら教えてください。

シリーズ 22

私の養育体験

坂間 多加志さんに聞く

（富士市 ふじ虹の会／静岡県・富士市）

▲ 坂間 多加志さん

養育の体験と里親改革の方向

今回は静岡県富士市にお住いの養育里親、坂間多加志さん（38 歳）を訪ね、お話を伺いました。坂間さんは、里親として養育に専念しながら、里親会の活動など幅広い分野で活動しています。（木ノ内博道）

社会福祉を学び里親になる

富士市は富士山と駿河湾に隣接し、海抜ゼロから3776 メートルまで、日本で最も高低差のあるところです。景色もいいし魚も美味しいです。

私はここで生まれて育ち、高校を卒業すると愛知県の日本福祉大学で学び、愛知県内の児童養護施設に就職して、その後地元に帰ってきました。現在は富士市内にある社会福祉法人で働いています。

10 年ほど前に里親登録をしました。里親になったきっかけは夫婦に子どもがいなかったということもありますが、養子縁組などは考えずに、子どもと一緒に暮らしたいという思いがありました。妻も児童養護施設で働いていたので、社会的養護の子どもたちの現実はよく知っていました。そうした子どもが少しでもハッピーになってくれれば、と思って登録しました。

2 人の子を長期委託されて養育しています。そのほか短期で数人、一時保護で数人みてきました。

2 年前に奥さんを亡くす

妻はずっと元気だったんですが、ある日ガンが見つかり、その時にはすでに転移していて末期まで進行していました。1 年ほど治療をしていて、2 年ほど前に亡くなりました。

そのころ中 3 の女の子と中 2 の男の子がいて、子どもたちが高校生になるのを見届けたいといっていましたが、残念ながらかないませんでした。

実家が近いので、親に助けられて仕事、子育てと妻の看護ができた感じですね。妻が入院すると、子どもたちも家のことを手伝うようになったり、ききわけがよくなりました。もともといい子たちではあったのですが。

亡くなる 1 か月前くらいでしょうか、私から子どもたちに「もうだめかもしれない」といったんですね。そうしたら子どもたちが、自分たちの元気なところを見せるのが一番だといって私を励ましてくれました。

妻が亡くなった後も、実家や近所の人、関係する多くの人たちに助けてもらいながら、子どもたちと一緒に暮らしています。

ふじ虹の会を立ちあげる

平成 22 年に富士市に児童相談所ができました。それに合わせて里親会をつくってほしいと行政から話があり、数人で準備委員会をつくり翌年 4 月に「ふじ虹の会」を立ち上げました。今年から静岡県里親連合会の会長にもなりました。

里親制度のことをいろいろ知ってくると、児童福祉の世界は非常に停滞している印象があります。障害者福祉や高齢者福祉に比べてずいぶんと時代遅れだなと感じています。

数年前に大阪で開催された里親の世界大会で、RFC というセクシャルマイノリティの人たちの里親活動の話を聞きました。それが縁になってセクシャルマイノリティの全国集会にも行きました。光が当たっていない、気が付かないところにある問題に興味があります。障害者福祉が抑圧の構造になっているところから改善

に向かうのには、当事者の声が大事だったんですね。あるいは家族の声とか。ところが社会的養護にはそれがありません。権利の擁護が不十分だと思っています。当事者の声を聞いて社会環境を変えていく、そうしたことに関心があって、IFCA のアメリカのユースが日本に来た時にふじ虹の会主催でイベントもやりました。

施設関係者と里親が本音で話し合える仕組みを

富士市には児童福祉の施設が多いんですね。その分、里親の出番が少ない。しかし、それをマイナスと捉えずに、施設が多いところだからこそできることはないかと考えて、里親と施設関係者が多く出会える場をつくりました。里親が困ったら、施設の専門家に聞くことのできる体制をつくろう、と。また施設の皆さんにも里親のことを知ってもらおうと。

静岡県にはショートルフランという週末里親の仕組みがあるので、3 か月ごとに関係者が集まって、これについての近況報告をしようと計画しました。里親、施設関係者、児童相談所職員、児童家庭支援センター職員が集まり、子どもや里親の様子を知ることで、養育の小さなつまずきのうちに早く手を打つことができるようになりました。また、それまではどのようにマッチングが行われていたかわからなかったため、それぞれが相手の揚げ足をとるようなことを想像で話していたところが少なからずありましたが、誤解があったことを知ったり、施設ごとでバラバラだった運用のルールをその都度確認しあったりすることができました。徐々に、施設職員が、施設が長くなりそうな子どもや家庭体験の少ない子どもは、ぜひショートルフランでもいいから里親に委託したいと思うようになってきました。

里親が市民活動につながる

里親が地域の市民活動につながっていくのも大事なことだと思って、子ども支援団体のお母さんと里親がつながるような活動もしています。里母が地域のママサークルに行ってみても、他のママさんたちがお産のときの話で盛り上がっていると、里母は疎外感を持ちます。高齢里母も仲間に入りづらい。でも、子ども支援団体のお母さんたちがこのことを知っていれば、ママさんたちに理解がうまれ、里母も地域のママサークルに入りやすくなる。また、現に子育て中の 20 代 30 代の人たちにも里親になっていただきたいと思っています。

こうした市民活動のいいところは人が人を連れてくるんですね。理解者を増やすことができます。里親会や行政の会合では人を連れていけないから、広がりにくいですよね。

地域の子育て支援の皆さんには、子どもに思いを寄せるお母さん方が少なくないんですね。子育て世代の方が子どもへの関心は高いですから、里親を増やすことにもつながります。家から出ることの少ないお母さんたちには、社会貢献活動を通して家から出たいという人もいます。社会貢献活動のひとつに里親があるし、里親がもっと身近なものにならないかと考えています。

里親の声に耳をかたむける社会に

社会活動に積極的に参加する里親であってほしいと思います。しかし、そのためには社会の方の里親理解が大事です。イフコ大会のときに、中国の方の発表で、里親支援の連携図の中に里親の職場が入っていました。とても印象的でした。

日本で里親制度が広がっていくためには職場の理解が絶対に必要だなと感じています。たんなる理解でなく具体的な配慮でしょうか。里親として用事ができてもなかなか休めない現状があります。

里親が関係機関と会議があるとき、ほかの人たちは仕事として給料をもらって参加していますが、里親は無理をして参加している。有休をとればいいじゃないか、という声もあると思うんですが、養育の関係で有休をけっこう使っていて、それ以上有休をとるのは遠慮してしまいます。里親などの社会活動の参加に理解のある職場だったら里親も助かるのに、と思います。これからますます夫婦共稼ぎの時代になっていくでしょうし。

里親の声を聞く支援者であってほしい

里親家庭への支援が増える傾向にありますが、どこを向いて支援をしているんだろうか、と思うようなことが少なくありません。

端的にいえば里親の声を聞いているのか、ということです。仕事として支援に携わっていると、行政の方を向いて里親支援をしている人がいますね。里親はもちろん、子どもに対しても支援をしてほしいですが。

当事者に必要な社会資源であってほしい。いま制度改革の変わり目ですから、当事者の望む社会に近づけていってほしいと思います。かかわりのあるみんなが、ですね。

体験談をシェアしよう!

7 テーマ　盗み・万引き

里親ひとりひとりの養育経験はささやかですが、いくつか集まれば貴重なノウハウになり、他の里親の養育にも生かすことができます。今回は「盗み・万引き」について、2人の里母と1人の里父が貴重な体験談を語ってくれました。（船矢佳子）

子どもたちはなぜ盗むのでしょうか。どうしても欲しいモノがあったからでしょうか。

もちろんそういう子もいます。でも同じ物を何個も盗むのは、その品物が「欲しいから」だけでは説明がつきません。彼らが本当に手に入れたかったものは何だったのでしょう。

何度注意しても繰り返す

里子の「盗み・万引き」に悩む里親は少なくありません。家庭内での盗みから友人の物を盗る、お店で万引するなど内容はさまざまですが、他人を巻き込んだり、警察沙汰になることも多く、対応には神経をすり減らします。

里親Ａ子さんがＤ夫君を受託したのは、彼が４歳の時。被虐待児として実親家庭からやってきました。彼は小学校に入学するあたりから物やお金を盗むようになりました。小学校低学年の時には、里親研修の保育で出されたお菓子を他の子の分までこっそり自分のカバンに詰め込んでいました。小学校中学年の時は、近所の児童館からゲームカセットを５つも持ち出し、そのうち１つをＡ子さん宅にいる他の委託児に渡していました。「児童館にすぐ連絡し、最近紛失したゲームカセットについて調べてもらいました。案の定、複数のカセットがなくなっていることが判明。家中を探し、Ｄ夫君にも問いただし、ようやく５つ全部のカセットを返すことができました」（Ａ子さん）。

里父Ｂ男さんは里親歴30年のベテランです。中高生など比較的高年齢児を受託してきました。児童養護施設で問題を起こして措置解除になり、Ｂ男さん宅にやってきた女子高校生Ｅ香ちゃんは、よく万引きをします。施設時代からつながる友人としょっちゅう遊び歩き、万引きは決して一人ではやりません。友人と結託して見張り役、品物を盗む役、渡す役など役割分担して連携プレーで行うのです。「彼女はいつもボス的存在で、友人たちは子分のようでした」とＢ男さん。盗むのは決して高価なものではなく「なんでこんなものを？」というような安物の雑貨や小物ばかり。何度注意しても繰り返し、本当にモノが欲しいというより、彼女にとって万引きは無償で物が手に入る快感とか、スリルとか、「楽しみ」のようだったとＢ男さんは感じました。

里親Ｃ美さんの場合は、１歳半で乳児院から受託した男児Ｆ太君です。彼は小学校高学年頃からだんだん問題行動が目立つようになり、中学校の３年間がピークでした。Ｆ太君はパソコンに強く、Ｃ美さんのクレジットカードを盗み出しては、ネットで高価なものを買いあさりました。しかも同じものを何個も続けて買うのです。本当に欲しいなら、１つあれば満足するはず。毎日のようにネットショッピングで届けられる商品を見ながら、Ｃ美さんはＦ太君が依存症なのではと不安になりました。欲しい時は言いなさいと毎回言いましたがダメ。パソコンを使わせないようにロックをかけてもすぐＦ太君は突破してしまい、イタチごっこ。最後は逆に彼からロックをかけられてしまいました。

この子を信じようと心が決まった時

今、３人の里子たちはそれぞれ成長し、盗むことはなくなっています。そこには子ども本人の力

もさることながら、里親の関わりも大きく影響していました。彼らはどういうプロセスで乗り越えていったのでしょうか。

児童館からゲームカセット持ち出してしまったD夫君に対し、A子さんは徹底的に向き合いました。「これ（ゲームカセットを見せて）、どうしたの」。「落ちていたから拾った」「全部で５つあるはずだよね？ あと１つは持っているよね？」「持っていないよ。４つだけだよ。本当だってば」。押し問答が続き時間だけが過ぎる中、A子さんが最後に放った一言が効きました。「D夫君、大事なことだから、このままにはできないよ。おばさん今日はもうご飯作れないからね」。実はD夫君、大の食いしん坊でした。食事にありつけないとわかると、あっさり残りのカセット１つを出してきました。

２人で児童館へ行き、カセットを返して頭を下げると、館長から「今回は許すけど、次にやったら警察行きだからね」と厳しいお叱りの言葉をもらいました。A子さんはこのとき「この子がまた盗んだとしても現行犯で捕まったとしても、自分だけはこの子を信じて守っていこう」と心が決まったといいます。「決意したら気持ちがすっと楽になりました」（A子さん）。帰りにD夫君と一緒にお茶を飲みながら「D夫君、おばさんが必ずあなたを守るから。約束するから。何も心配しなくていいんだよ」というと彼は涙を流しました。

D夫君の盗癖が収まったのは、それからまもなくです。彼が本当に欲しかったものをA子さんは差し出すことができたのでしょう。その後地域のサッカーチームに入り、めきめきと頭角を現し、サッカー選手になるという目標を持つに至ったD夫君。今は中学生になり買い物ついでに募金箱におつりを入れるまでに成長しました。

親がきちんと向き合っているかが鍵

C美さんの場合はF太君のことで悩み、すがるような思いで児相をはじめ、さまざまな場所に相談にいき、最後に少年鑑別所の相談室のドアをたたきました。多くの非行少年を見てきた相談員は、C美さんが語るどんな話にも動揺せず「子どもがよくなるかどうかは親の関わり方によります」と静かに言葉を続けました。「あなたはちゃんと子どもと向き合っています。見ていればよくわかります。そういう親の子どもは必ずよくなるんですよ。だからお子さんは心配いりません」。断言する相談員の言葉にC美さんは救われました。

まもなくF太君の盗癖はなくなりました。高校生になってからマニアックな趣味に没頭し、そこに仲間と自分の居場所を見つけたのだそうです。本人曰く「やりたいことが見えてきたら、それまでの自分の行動がバカらしく思えた」とのことで、今は大学に進学して青春を謳歌しています。

B男さん宅のE香ちゃんはあまりに何度も万引きをするので、ついに警察に通報されてしまいました。その時通報した店のガードマンが、E香ちゃんが里子だと知ると、思わず「ごめんね」といってきたそうです。その瞬間E香ちゃんはカッとなり「よけいな心配するな！」とガードマンを一喝。「憐れまれた」と思ったのでしょうか。でもその頃から彼女の万引きは少しずつ鳴りをひそめていきました。「彼女のために何回も店に謝りにいったり、警察へ引き取りにいきました。深夜に市外の警察から電話があって迎えに来てほしいといわれたこともあります」（B男さん）。問題ばかり起こしたE香ちゃんですが、18歳の満年齢解除の日は大泣きしてB男さんの家を出て行ったそうです。今はどこにいるのかわかりません。

「思春期はまるで暴風雨のようなもの。大人はヘルメットかぶって防御しながら過ぎるのを待ち続けるしかないですね」（C美さん）。「今でも『また盗んだらどうしよう』と不安がよぎることもあります。でもD夫君を信じて守ろうと思う気持ちは変わりません」（A子さん）。問題行動は子どもからのSOSだと言われます。盗みや万引きを繰り返すたびに真剣に向き合い関わるしか乗り越えるすべはないのでしょう。

ホットトピックス

HOT TOPICS

平成30年5月～7月末

『里親だより』は季刊で発行しています。本号では平成30年5月から7月末までの動きをお知らせします。

全国里親会が評議員会、理事会を開催

5月23日（水）、全国里親会の評議員会、理事会を開催しました。これについては本紙3ページでお知らせしています。

厚生労働省が性的暴力等のアンケートを実施

4月27日（金）、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課は、児童養護施設などで暮らす子ども間の性暴力について、悩んでいる子どもが相談しやすい環境を整えるよう、都道府県や政令指定市、児童相談所の設置市に通知しました。施設内に都道府県の相談窓口の電話番号をわかりやすく掲示したり、意見箱を設置したりといった対応策を求めています。

里親家庭にあっても同様の問題が起こらないよう、改めて注意喚起の必要があります。

家庭における体罰などの実態調査

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、「子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査」を行い、『子どもの体やこころを傷つける罰のない社会を目指して』と題する報告書をまとめました。

それによると、一般の家庭で「しつけのために体罰を容認する」割合は、「積極的にすべきである」1.2%、「必要に応じてすべきである」16.3%、「他に手段がないと思った時のみすべきである」39.3%、「決してすべきでない」43.3%となり、体罰積極派は少ないものの容認派が6割を占めました。

里親家庭も一般の家庭と同じです。一般家庭の6割容認ということは里親家庭にも容認派が少なからずいると推察されます。しつけとはいえ体罰は虐待です（必ずしも体罰だけでなく言葉による場合も虐待にあたりますが）。里親会などで、体罰撲滅を目指していきましょう。

議連が活発に勉強会を開催しています

このところ、「児童の養護と未来を考える議員連盟」が活発に勉強会を開いています。

5月10日には兵庫県明石市長の泉房穂氏による「自治体からのヒアリング」、5月15日にはキーアセット代表理事の渡邊守氏による「海外と日本におけるフォスタリング機関の実践について」、5月17日には「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（案）」について、5月29日には山梨県立大学人間福祉部教授の西澤哲氏による「児童養護施設における子ども間性暴力等の現状と対策」、5月30日には日本財団の高橋恵理子氏による「里親委託率75%都道府県試算および里親意向調査結果」、6月13日「目黒女児虐待死事件について」厚生労働省からの経緯説明、奥山眞紀子氏の見解と討論、6月18日奥山眞紀子氏と山田不二子氏による「虐待死亡事例の検証のあり方について」、7月12日厚生労働省から「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」等の発出について。

各地でブロック大会が開催されています

●中国ブロック大会

主　催　山口県里親会
日　時　5月19日・20日
開催地　山口市（ホテルニュータナカ）
開催テーマ　いま、生きる・育つ・守られる・参加する権利
～未来20年先を楽しみに～
参加人数　188名

●東海・北陸ブロック大会

主　催　名古屋市親和会
日　時　6月2日・3日
開催地　名古屋市（名古屋国際ホテル）
開催テーマ　「心をつくそう　なごやか家族」
新しい社会的養育ビジョンに備えて
参加人数　236名

●近畿地区里親研修会

主　催　神戸市里親会
日　時　6月23日
開催地　神戸市（神戸市勤労会館）
開催テーマ　「変わる制度・変わらない愛」
参加者　283名

●関東甲信越静里親協議会静岡市大会

主　催　静岡市里親会
日　時　7月8日
開催地　静岡県コンベンションアーツセンター
開催テーマ　「子どもたちの最善の利益を保証するために、子どもたちと里親家庭の支援を考える」
参加者　約500名

厚生労働省から３つの通知が自治体に発出されました

７月６日付で厚生労働省から自治体に対して３つの通知が発出されました。

通知は「一時保護ガイドライン」「フォスタリング機関（里親養育包括的支援機関）及びその業務に関するガイドライン」「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」です。

いずれも改正児童福祉法１条に定められた子どもの権利条約をどう反映するか、が課題になっています。「一時保護ガイドライン」では子どもの権利擁護に視点を置いた一時保護のあり方。里親等への委託一時保護についても情報の提供などについてのルールが示されています。

また「フォスタリング機関（里親養育包括的支援機関）及びその業務に関するガイドライン」については、フォスタリング業務をどのように民間にアウトソーシングするのか、そのルールや責任などが述べられています。

「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」については、改正児童福祉法で家庭養育が原則となったなかで施設がどのような役割を担っていくのかが示されています。

社会的養育推進計画策定要領の動き

厚生労働省から自治体への通知で、このほど「社会的養育推進計画策定要領」がまとまったと各紙が報じています。主な内容は下記の通りです。

里親委託の目標（3歳未満5年以内に75%、就学前の児童7年以内に75%、小学生以上10年以内に50%以上）が盛り込まれる。

そのうえで①自治体は子どもの意見を聞くなどして計画を立てること、②代替的養護の子どもを年齢別に把握すること、③乳幼児75%以上、小学生以上50%以上の目標を作ること、④児童養護施設はおおむね10年以内に小規模化、地域分散化をはかること、⑤国は自治体の取り組みを公表すること、⑥厚生労働省はこれらの実現のため財源確保に努力すること、などが決まったということです。

骨太方針に里親養育などの強化が盛り込まれました

6月15日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」（いわいる骨太方針）に「安全で安心な暮らしの実現」として、特別養子縁組や里親養育支援などが盛り込まれました。

本文を紹介します。

> 子供の命が失われる痛ましい事件が繰り返されないよう、市町村、児童相談所の職員、体制及び専門性の強化、適切な情報共有など地方自治体間等関係機関との連携体制の強化や適切な一時保護の実施などによる児童虐待防止対策、家庭養育優先原則に基づく特別養子縁組、里親養育支援体制の整備、児童養護施設等の小規模・地域分散化、職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などの社会養育を迅速かつ強力に推進する。

自民党で「こども食堂にて」の上映会

7月5日、自民党教育再生実行本部が「こども食堂にて」の上映会を行いました（全国里親会の共催）。初の試みとして馳前文科大臣はじめ政治家との意見交換会が開かれました。

内密出産でも戸籍を作ることができると判断

予期せぬ妊娠に悩む女性のための「内密出産」制度導入を検討している慈恵病院（熊本市）は、熊本地方法務局を訪ね、制度を通じて子が生まれた場合の戸籍法制上の課題を相談しました。慈恵病院によれば、法務局は「現行法の解釈で制度実施は可能」との見解を示したということです。

病院の内密出産制度案では、女性は匿名のまま出産し、市は母親の名前の記載がない出生記録を基に、子の単独戸籍をつくる。児童相談所は女性の実名や住所を記載した書類を作成して保管し、子は18歳で閲覧申請できるようになるというものです。

廣瀬清蔵元会長の碑が完成

全国里親会の元会長、廣瀬清蔵さんの顕彰碑が、北海道・黒松内つくし園に完成しました。また創立60周年を記念して、『黒松内つくし園・創立60周年記念誌』が発行されました。

これから6回にわたって里親制度の戦後の変遷について連載していきます。

戦後里親制度の変遷❶

草創期（敗戦前後~1950年代まで）

貴田（きだ） 美鈴（みすず）

はじめに

わが国の里親制度は敗戦後、1947年に児童福祉法に規定され始まっています。制度発足後、委託児童数は急増し、1958年には9489人でピークに達しています。その後は、長期的な減少が続き、1999年に2122人と最低値となりましたが、一転して里親制度の見直しの流れの中、現在まで徐々に増加しています。このような増減をもたらした要因の一つとして、里親制度に対する国の認識と政策があげられます。

そこで、戦後の里親制度の変遷を描くなかで、国は何を課題として認識し、どのように里親を位置づけてきたのかを見ていきたいと思います。私は、敗戦から2002年の里親制度改正までの経緯を大きく3つの時期に分けて考えています。①草創期（敗戦前後~1950年代）、②衰退期（1960年代~1980年代）、③見直し期（1990年代~2002年）の3期です。

まず、第1回目では1950年代までの里親制度の草創期を振り返ります。

児童福祉法の成立と里親が規定された経緯

戦争末期には、戦災孤児や浮浪児が町にあふれ、その子どもたちを保護することは、わが国の緊急課題であると厚生省は認識していました。そして、敗戦からわずか35日後の1945年9月に、「戦災孤児等保護対策要綱」を打ち出し、児童保護に乗り出します。しかし、実際には、町にあふれた浮浪児たちを強制的に施設に収容するだけのものだったといわれています。このような社会情勢の中、1946年には「児童保護法要綱案」が検討され、1947年には「児童福祉法要綱案」と改称され、検討が続きます。そして、1947年12月に「児童福祉法」は成立し、第27条に里親が規定され里親制度が創設されました。

「児童福祉法」に里親を規定した理由の一つには、施設の収容力の不十分さがありました。要保護児童の保護のためには、施設だけでは不十分で、里親活用の必要性があったのです。もう一つの理由として、GHQの影響がありました。GHQは、Foster Home Program(里親制度)を強く推薦していました。その当時の国会議事録や、証言を見ると、施設だけに依存しない個人養育制度を確立する必要性を厚生省は課題と認識していたことが読み取れます。

「児童福祉法」が成立する過程において、児童の保護先として、法案検討の当初は、施設以外の家庭的な保護先に、里親ではなく「養子縁組や個人の家庭、私人」という私的な保護先があげられていました。その後、「親族の家庭や寺院、教会」に変更され、法案提出時には、施設以外の保護先は、公的に管理、監督される「認可された里親」に限定されました。

厚生省は、従来の児童労働を内包した里親慣行の下では児童の労働搾取となる恐れがあるため、里親養育を法的規制下に置き、児童の福祉を保障しようと考えていました。それと同時に、「篤志家」による恵まれた家庭での里親養育の実現も図ろうとしていました。つまり、里親制度の導入経緯を見てみると法案検討の当初から、一貫して、要保護児童にとって施設保護が唯一の手段ではなく、むしろ望ましいのは家庭的な養育環境であるとの認識を厚生省は持っていたといえます。

児童労働・人身売買の問題と政策

しかし、実際の里親制度は、厚生省が期待する純粋な意味での里親と児童労働を内包した里親慣行とを混在したまま、出発させてしまったのです。その結果、従来の里親慣行の下での児童労働問題が明らかになってきます。

たとえば、農村漁村に多く見られた里子村と呼ばれる地区では、農業手伝い、子守などの家事労働などを前提とした里親慣行があり、里子への労働搾取や酷使が、しばしば問題化していました。また、他人の児童を引き取り、その家庭で養育又は雇用する「家庭養育雇用」という慣行が里親制度の創設後にも存在していました。子どもの引き取り時に金銭の授受もあり、い

くつかの「児童の人身売買事件」が顕在化して社会問題となっています（加登田2009）。

このような児童の福祉に反する状況に対して、厚生省は、1948年3月の「児童福祉法施行令」以降、法令通知を連発し、児童の労働搾取、人身売買を撲滅すべく対策に奔走しています。たとえば、里親認定の厳格運用、里親家庭への訪問指導の義務化、児童相談所による里親の監督、労働力搾取への注意喚起などです。このように里親養育下での児童労働撲滅に厚生省は熱心でしたが、同年10月の「家庭養育運営要綱」は、児童労働目的の里親への委託の禁止を明示している一方で、重労働の禁止や労働時間の制限などの里親遵守事項を示すことで、労働を条件付きで容認しています。

人身売買問題に関しても、1949年5月には、家庭養育雇用の実態把握、児童の就学奨励、児童の就職時の公共職業安定所の利用や、仲介業者の排除によって里親制度の徹底普及を図るための通知を発出しています。そして、同年6月には「児童福祉法」の第3次改正で、営利目的の児童斡旋の禁止が規定されたのです。この背景について、丹野（1997）は、人身売買の問題をGHQが重視して国連に報告し、国連から「児童奴隷」の徹底的根絶への忠告があったと述べています。

その後、新たな対策として、義務教育を修了した要保護児童を自己のもとに預かり、独立自活に必要な指導を受けさせる「保護受託者制度」を1951年6月、児童福祉法に規定し、義務教育終了後の児童労働を里親制度から切り離しました。その後約1年の間に、厚生省は保護受託者制度を活用し、児童への労働搾取の撲滅を目的とした5つの通知を発出しています。

これらの経緯からは、里親制度から児童労働を徐々に切り離し、里親制度を純粋な児童の福祉のための制度にしていこうとする厚生省の意図が見て取れます。このように、児童労働目的の里親とその酷使の問題の対策に、厚生省は力を入れたのですが、世間の里親イメージから負の部分は拭い去りきれていませんでした。

ホスピタリズム論争とその収束

児童労働搾取、人身売買の社会問題化と時期を同じくして、施設養護関係者の間でホスピタリズム論争が起きています。ホスピタリズムとは、長期の施設生活で起こる精神的・身体的症状を指します。

ホスピタリズム論争では、施設における母性剥奪の問題とその解消について議論されましたが、論争は施設養護が有する母性剥奪の要素の問題ではなく、ホスピタリズムの解消に向け、家庭的養育の要素を入れた施設養育の改善の方向へと収束してしまいます。

一方、ホスピタリズムについて、1953年、国会で厚生省の児童局長は、「養護施設では、ホスピタリズムという問題があるので、普通の家庭に代るものとしての里親制度は好ましく、伸ばして行きたい」と発言しています。しかし、欧米などのように里親などの家庭養護中心への政策転換は、わが国ではみられませんでした。その要因の一つとして、里親制度が内包してしまった負の側面を撲滅することに政府が傾注せざるを得なくなった点もあげられます。

里親制度衰退の予兆

里親委託児童数は1958年にピークに達した後、長期的に減少していきます。この減少の要因の一つとして、戦災孤児たちが成長したことによる要保護児童の大幅な自然減がありました。この時期、里親委託の減少率に比べて施設措置の減少率は少なく、要保護児童の措置先として、施設偏重が続いていきます。

厚生省は、施設養護よりも里親のような家庭養護の方が児童にとって望ましいという認識を持っていました。ところが、児童福祉施設の最低基準は1948年に制定され、1950年に児童福祉法第4次改正で里親の最低基準を定めると規定したにもかかわらず、2002年まで定められていません。さらに、厚生省は、「わが国の風俗・習慣から里親制度はアメリカのようには伸びないだろう」と家族の血縁意識に転嫁するかのような発言を1952年の国会でしています。また、この年に、里親制度を強く推薦したGHQの占領が終了しています。こうした状況は、次第に里親制度の軽視に向かいつつあることを象徴しているかのようです。

次回は、1960年代から1980年代の「里親制度の衰退期」を振り返ります。

付記　本稿は、貴田美鈴（2011）「児童福祉法成立期の里親委託の位置づけ」『岡崎女子短期大学研究紀要』44,7-16.を基に、その後の研究を加えて新たにまとめたものです。

引用文献

加登田恵子（2009）「〈児童福祉法体制〉受容のプロセス-舵子事件をめぐって-」『山口県立大学学術情報』2, 39-70.

丹野喜久子（1997）「幻の1950年児童福祉法全面改正」『新しい家族』30,60-76.

貴田美鈴（きだ みすず）氏

名古屋市立大学非常勤講師。博士（人間文化）。里親制度の研究を始めたのは、児童養護施設の実習で幼児さんたちと生活を共にしたことがきっかけ。すでに子どもを育てていた社会人学生の私はカルチャーショックを受け、自分にできることを探る中で、研究の道を志しました。何年たっても、あの時の子どもたちの姿が研究の原動力になっています。

おすすめの映画

こども食堂にて

監督：佐野翔音（しょうおん）

前作『わたし、生きてていいのかな』に続いて、佐野翔音監督の第2弾『こども食堂にて』が各地の劇場でロードショー公開されようとしています。試写会などで観た里親の間でいま話題になっています。

前作の『わたし、生きてていいのかな』は子どもシェルターを舞台に児童虐待を取り上げていましたが、今回の『こども食堂にて』ではこども食堂を舞台に、児童虐待、里親、母子家庭などをテーマにしています。

こども食堂を手伝うことになった滝本千晶（20歳）が主人公。かつて親から虐待を受けたが、子どもシェルター、自立援助ホーム、NPOなどで多くの人に支えられて立ち直り、今は社会福祉司を目指して夜間の大学で学んでいます。

誘われてこども食堂の手伝いをするうち、千晶は、夕食を食べにくるさまざまな事情を抱えた子どもたちの姿を見ます。

そうしたある日、千晶は里親のもとで暮らす一人の高校生の悩みを聞くことになります。生みの親が見つかった、会いたい。少年は迷いながら里親にも自分の気持ちを伝え、ある行動をとる――。

こども食堂はたんなる貧困家庭や孤食の子に食事を提供するだけではなく、何かを抱えた子どもと地域・社会を結びつける重要な場になっています。

里親家庭がこども食堂の活動に関わることは比較的少ないと思いますが、地域の子ども福祉と里親家庭の出会いがとても大切である、と訴えているような映画です。

木ノ内博道

映画「こども食堂にて」劇場公開情報

- **2018年9月29日（土）より2週間**
  - アップリンク渋谷
  - 横浜シネマリン（関内）
- **2018年10月6日（土）より2週間**
  - シアターセブン（大阪　十三）

※1日1回上映　時間は各劇場にお問い合わせください。

編集後記

●国が家庭養育に舵を切り、遅れてはいますが自治体に通知が発出されようとしています。自治体がそれをどのように具体化していくか、これからは自治体の取り組みが注目されていくと思います。（木ノ内）●子どもが高校生になり、この夏は私も久しぶりに高校野球を見に行きました。球場の熱気などナマで見ると本当に迫力があっていいですね。猛暑できつかったけれど、子どもがいるおかげでこういう楽しみもあるのだとしみじみ。（船矢）

里親だより　第117号　発行日　平成30年8月20日　発行：公益財団法人 全国里親会　発行人：河内 美舟
編集人：本多 洋実　編集：木ノ内 博道・船矢 佳子　印刷所：株式会社あーす
〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-857　電話 03-3404-2024　FAX 03-3404-2034　http://www.zensato.or.jp/　E-mail info@zensato.or.jp